

新型コロナウイルス感染症防止対策に関する新潟県立大学の行動指針（2023年4月1日改定）

警戒レベル	0 (通常の活動)	5類 <sup>注1)</sup>	「2類相当」又は「新型インフルエンザ等感染症」				
			1 (緩やかな制限)	2 (一部制限)	3 (不要不急の制限)	4	5 (原則停止)
授業	制限なし	原則として、制限なし <sup>注2)</sup>	対面 一部オンライン		オンライン 一部対面	オンライン	オンラインのみ (学外から)
会議		原則として、制限なし <sup>注3)</sup>	オンラインまたは対面（オンライン参加併用）	オンラインを推奨	オンライン		オンラインのみ (学外から)
教員の教育・研究		原則として、制限なし <sup>注4)</sup>	在宅の選択可	在宅の活用	在宅の推奨（不要不急の学内での教育・研究を行わない）	在宅（緊急なものを除き学内での教育研究は行わない）	原則在宅 <sup>注5)</sup>
事務局の業務体制		原則として、制限なし <sup>注4)</sup>	在宅でのテレワークの選択可	在宅でのテレワークを活用	在宅でのテレワークを推奨	在宅でのテレワークを優先	原則在宅でのテレワーク <sup>注6)</sup>
学生の入構		原則として、制限なし	長時間の滞在・会食の制限	不要な登校自粛	不要不急の登校禁止	原則禁止 ※許可されている施設利用の場合のみ可	原則禁止
課外活動 (Webは可)		原則として、制限なし	感染防止方法を含む活動方針の届出により可 ただし、大学体育館の利用制限		活動自粛	原則禁止	全面禁止
学外者の入構 <sup>(注7)</sup>		原則として、制限なし	感染防止への注意喚起	大学の業務に必要な用務に限る	原則禁止 ※大学の運営に必要な用務に限る		
出張等		原則として、制限なし	流行地域への出張等に関する注意喚起	流行地域への不要不急の出張等の自粛	流行地域への不要不急の出張等の原則禁止		原則禁止
学生の海外渡航・留学		国の方針や渡航先の流行動向を踏まえて対応					
学生の県外との往来		国・自治体の指針に沿って対応					

上記の原則から外れる活動等については、別途、大学の許可を要する。

新型コロナウイルス感染症が5類とされる場合、以下の注1～注4に留意すること。

注1) 「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指消毒」、「換気」に十分な注意を払う。マスクの着用は、感染防止効果のあることを周知した上で、原則として個人の判断にゆだねる。ただし、感染防止の必要上、マスクの着用を要請する場合がある。（マスク着用については2023年4月1日より適用。）

注2) 必要な手続きを経て、オンライン形態を可能とし、また、教室定員の制限を行う場合がある（2023年4月1日より適用）。

注3) 必要に応じてオンライン形態とする。

注4) 必要に応じて在宅勤務が適用される。

新型コロナウイルス感染症が「2類相当」又は「新型インフルエンザ等感染症」とされる場合、警戒レベル1以上では全ての活動について以下の措置においては大学の指示に従うこと。

・対面でのマスク着用、こまめな石けんによる手洗い（または手指消毒）を徹底し、「密閉」「密集」「密接」を避ける措置をとる

・入構基準を遵守する。教職員は感染防止対策の通知に従う

注5) 教育・研究のリソースや情報基盤の維持など、最低限必要な業務を行う場合のみ構内への出勤可

注6) 大学の運営を維持するために必要最小限の業務を行う職員のみ構内への出勤可

注7) 県外からの移動については原則として国・自治体の指針に沿って対応